

橋梁MAE（メンテナンス・アシスタント・エンジニア）養成講座実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、橋梁の点検を担う技術者を継続的に養成することを目的として、信州橋梁メンテナンス支援協議会（以下「協議会」という）が実施する、橋梁MAE（メンテナンス・アシスタント・エンジニア）（以下「橋梁MAE」という。）養成講座に関して必要な事項を定める。

（橋梁MAEに求める能力）

第2条 橋梁の構造、劣化原因、補修工法等に関する基礎知識及び「長野県道路橋定期点検要領」に基づく点検技術を習得し、小規模橋梁の点検ができる技術者とする。

（募集要項）

第3条 橋梁MAE養成講座の実施にあたっては、別途募集要項を作成し、協議会総会において承認を受けるものとする

2 募集要項の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 開催時期及び場所
- (2) 募集人数
- (3) 受講費用
- (4) 受講対象者
- (5) カリキュラム
- (6) その他必要と認められる事項

（会計）

第4条 橋梁MAE養成講座の運営にかかる費用（会場費、講師の報償費及び旅費、事務費等）は、受講申込者から徴収する受講料を充てるものとする。

2 収支決算は、監査役によって監査を受け、協議会総会において報告する。

（附 則）

この要領は、平成31年3月14日から施行する。